普通預金規定

1. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出印章により記名押印してこの 通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

2. 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまで、この残高から除く。以下同じ。)1,000 円以上について付利単位を100円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行所定 の日にこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢の変化その他の理由により変更することがあります。

3. 規定の適用

この預金には、本規定のほか、「普通預金・貯蓄預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

(2024年7月5日現在)